

# 国民年金保険料の割引制度をご存知ですか？

保険料の納付は、口座振替や前納がお得です！

▽国民年金保険料の割引制度について

議会だより

役場だより

## 問合せ先

帯広年金事務所（帯広市西1条南1丁目）  
 ☎0155・25・8113  
 役場住民課戸籍年金係 ☎574・2213

自営業・学生など第1号被保険者が納める令和5年度の保険料は月額16,520円です。送付された納付書にもとづき、毎月納めることもできますが、口座振替や、クレジットカードによる納付方法があります。また、まとめて納める前納にすると、保険料が割引されます。

### 口座振替

納め忘れがなく、手続きも簡単な口座振替は、保険料の割引制度も利用できますので、お勧めです。

毎月保険料を納めるなら、当月分の保険料を当月末に引き落とす「早割」を申し込むと月額50円の割引になります。前納すれば、さらに割引があります。

### 前納

6か月分や1年分をまとめて納める前納にすると、保険料が割引になります。クレジットカード納付や納付書による現金納付もできますが、口座振替で前納するほうが割引率は高くなります。また、2年度分の保険料を前納する2年前納の制度もあり、さらに割引率が高くなっています。

#### ◆前納した場合の定額保険料額の比較表（令和5年度金額）

納付方法	前納する期間	前納する保険料額	毎月現金納付の保険料額	前納と毎月現金納付を比べた割引額
現金	1年	194,720円	198,240円	3,520円割引
口座振替	6か月	97,990円	99,120円	1,130円割引
口座振替	1年	194,090円	198,240円	4,150円割引
口座振替	2年	385,900円	402,000円	16,100円割引

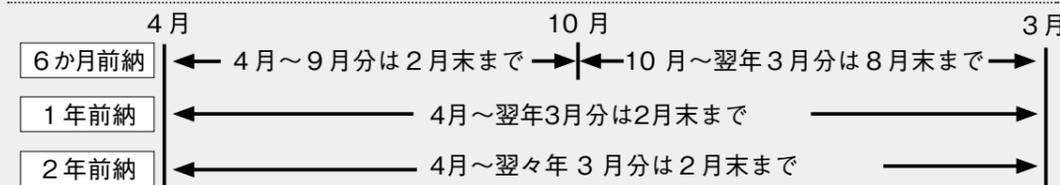
※令和6年度の保険料額は、令和6年2月下旬に告示される予定ですので、若干変動があります。

### お申し込みは簡単！

「口座振替申出書」に必要な事項を記入・押印（金融機関への届出印）し、金融機関又は役場住民課の窓口へ提出してください。なお、郵送の場合は、帯広年金事務所へ提出してください。

※「口座振替申出書」は、金融機関、役場住民課、帯広年金事務所の窓口にごぞいます。

●前納の申し込みは下記のとおり期限があります。ご注意ください。（申込み書類に不備等があれば、期限までに間に合わない場合がありますので、お早めにお手続きください）



- 令和6年4月からの2年・1年・6か月前納の申し込みは、2月末までに金融機関または帯広年金事務所に提出してください。
- 郵送の場合、郵便物の到着までに日数がかかりますので、早めに投函していただきますようお願いいたします。
- 現金での2年前納を希望される場合は、事前に申出が必要です。詳しくは、日本年金機構帯広年金事務所（☎0155-25-8113）へお問合せください。

※令和6年3月から、年度の途中でもまとめて口座振替・クレジットカード納付ができるようになります。詳しくは日本年金機構ホームページからご確認ください。



# 所得税および復興特別所得税の確定申告書はe-Taxでの申告、キャッシュレス納付が便利です！

## 問合せ先

十勝池田税務署 ☎574・2171

## 所得税および復興特別所得税の確定申告

所得税および復興特別所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額とそれに対する所得税等の額を計算し、申告期限までに確定申告書を作成して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などの過不足を精算する手続きです。

令和5年分の確定申告書の受付は、令和6年2月16日（金）から同年3月15日（金）までです。ただし、還付申告書は、令和6年2月15日（木）以前でも提出できます。

なお、税務署の確定申告相談会場には例年多数の方が訪れており、会場内の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要ですので、国税庁ホームページで詳細をご確認ください。

また、税務署の閉庁日（土・日曜・祝日等）は、通常、税務署での相談および申告書の受付を行っていませんが、一部の税務署では2月25日（日）に、確定申告の相談および申告書の受付を行います。（前年の日程と異なっておりますので、詳細は国税庁ホームページでご確認ください。）

### パソコンやスマートフォンを利用したe-Taxでの申告が便利です！

ご自宅からパソコンやスマートフォンを利用して、国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」で申告書を作成することができます（<https://www.keisan.nta.go.jp/>）。作成した申告書は①マイナンバーカードと、②マイナンバーカード読取対応のスマートフォンまたはICカードリーダーを用意すれば「e-Tax」を利用して提出できます。詳しくは国税庁ホームページ「確定申告特集」（<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/index.htm>）をご確認ください。

### 国税の納付はキャッシュレス納付が便利です！

所得税および復興特別所得税の納期限は、令和6年3月15日（金）です。以下のいずれかの方法で納付してください。詳しくは、国税庁ホームページ「確定申告特集」の「税金の納付や還付手続きについて」（<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/tetsuduki.htm>）をご確認ください。

振替納税	振替日（令和6年4月23日（火））に指定の金融機関の預貯金口座から自動的に引き落とされます。事前に預貯金残高をご確認ください。 ※振替納税をお申込みの場合は、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を令和6年3月15日（金）までに提出してください。なお「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」はe-Taxでも提出できます。 ※振替納税を利用中の方が転居等により所轄税務署が変わった際に、引き続き振替納税を希望される場合は、異動後も継続して振替納税を行う旨を記載した確定申告書または「納税地の異動又は変更に関する申出書」の提出が必要となります。
ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）	事前に税務署へe-Taxの利用開始を行ったうえで、税務署または利用される金融機関に専用の届出書を提出していただくことで、納税者ご自身名義の預貯金口座から即時または指定した期日に口座引落しにより納付できます。
インターネットバンキング等	納付情報を登録することで、インターネットバンキングやATMなどで納付できます。
クレジットカード納付	スマートフォンやご自宅等のパソコンなどで、専用のWebサイトから納付できます。
スマホアプリ納付	決済専用Webサイト（スマートフォン専用）において、スマホアプリ決済（〇〇Pay等）を利用して納付ができます。
QRコードによるコンビニエンスストア納付	ご自宅などで、国税庁ホームページで提供する作成システム等から納付に必要な情報をQRコードとして作成（印刷）し、コンビニエンスストアで納付できます。 ※納付できる金額は30万円以下となります。※QRコードは税務署の登録商標です。
窓口納付	現金に納付書を添えて、納期限までに金融機関（歳入代理店）または所轄税務署で納付できます。

### 還付される税金がある場合の受取方法

還付金の受取に振込みを希望する場合は、確定申告書の「還付される税金の受取場所」欄に、振込先金融機関名、預金の種類および口座番号（ゆうちょ銀行の貯金口座の場合は、記号番号のみ）を正確に記載してください。なお、振込先の預貯金口座は、申告者ご本人名義のもの（氏名のみ）の口座）をご利用ください。